



© 磐田市
磐田市イメージキャラクター
ひっぺい

台風第2号に伴う豪雨災害対応報告書



磐田市

令和6年2月

1 気象情報・河川状況・配備体制・避難情報

令和5年6月2日（金）

時刻	気象情報	避難情報発令	配備体制	敷地川等河川状況
07:22	豊岡支所雨量計30ミリ超		情報収集（L1）	
08:02	大雨警報（土砂災害）			
09:19		高齢者等避難（土砂災害） 豊岡、磐田、豊田の対象地区	事前配備（L2）	
13:00		高齢者等避難（洪水） 豊岡地区		敷地川応急復旧箇所の 水位上昇
13:38			災害警戒本部（L3）	
14:35	土砂災害警戒情報			
14:50		避難指示（土砂災害） 豊岡、磐田、豊田の対象地区		
15:53	洪水警報、 大雨警報（浸水害）			
16:00		避難指示（洪水） 市内全域の対象地区	災害対策本部Ⅰ （L4）	豊岡地区を中心に2級 河川の水位上昇
16:20	県西部に線状降水帯	緊急安全確保 豊岡東地区		敷地川応急復旧箇所の 越水おそれ
18:15		緊急安全確保 敷地川、上野 部川、一雲済川流域		敷地川、上野部川、 一雲済川越水のおそれ

2 市内の雨量の比較

雨量情報（最大時間雨量/累加雨量）

R4年9月23日（台風第15号）

磐田本庁 77.5mm/289.0mm

福田支所 63.0mm/210.5mm

竜洋支所 81.5mm/230.0mm

豊田支所 82.0mm/291.0mm

豊岡支所 90.0mm/336.5mm

R5年6月2日（台風第2号）

磐田本庁 46.0mm/254.5mm

福田支所 30.0mm/199.0mm

竜洋支所 32.5mm/203.5mm

豊田支所 51.0mm/283.0mm

豊岡支所 53.0mm/369.5mm



※昭和49年七夕豪雨 一雲済川流域総雨量 270.5mm（静岡県統計資料）

3 河川水位の状況

河川情報

河川名	観測所	氾濫危険水位		最高水位	
		水位 (m)	到達時刻	水位 (m)	到達時刻
敷地川	笠梅橋	5.86	17 : 40	6.43 (7.78)	18 : 20
太田川	新貝	4.70	18 : 30	5.17 (6.19)	19 : 40

※ () 内はR4台風第15号における最高水位

6/2 5 : 00



6/2 14 : 30



6/2 17 : 50



4 避難者情報（指定緊急避難場所）

公共施設（15/38施設） 106人

ワークピア磐田：21人 向笠小学校：23人 向陽中：5人
神明中学校：11人 西貝交流センター：1人 田原小学校：4人
総合体育館：12人 磐田中部小学校：1人 磐田北小学校：2人
（見付交流センター）

福田小学校：6人 福田中学校：1人

豊田中学校・豊田北部小学校：5人

豊岡中学校：5人 豊岡南小学校：6人 豊岡南部会館：3人

参考：自治会公会堂 2人
大藤2区公会堂：1人
亀井戸公会堂：1人

5 被災の概要（令和6年12月00日時点）

(1)人的被害

死者 1 名、負傷者なし

(2)住家等被害

浸水被害 床上19件 床下28件

（主な地区：上野部、敷地等）



(3)公共施設等被害

河川被害：市管理 1 河川 2 箇所 中川幹線排水路（護岸損壊）

県管理 1 河川 1 箇所 敷地川（決壊）

土砂崩れ：敷地1204-1（山林） ※道路影響なし

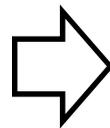
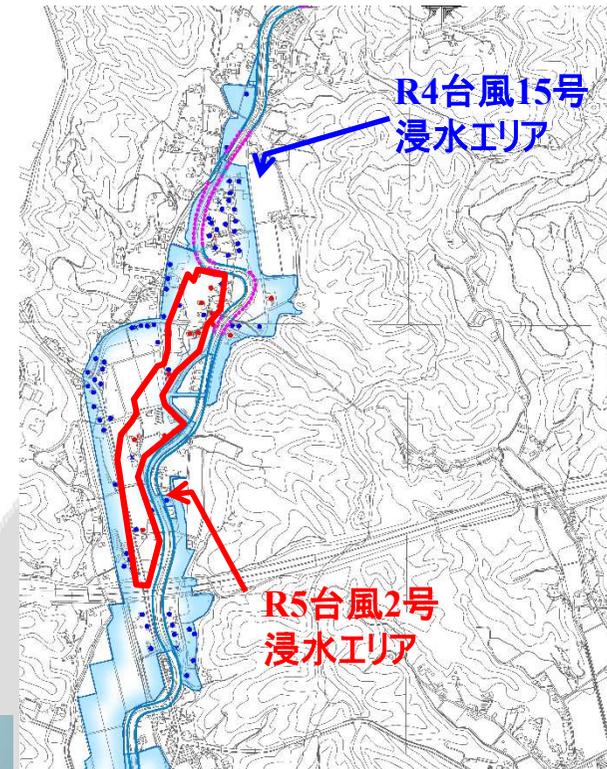
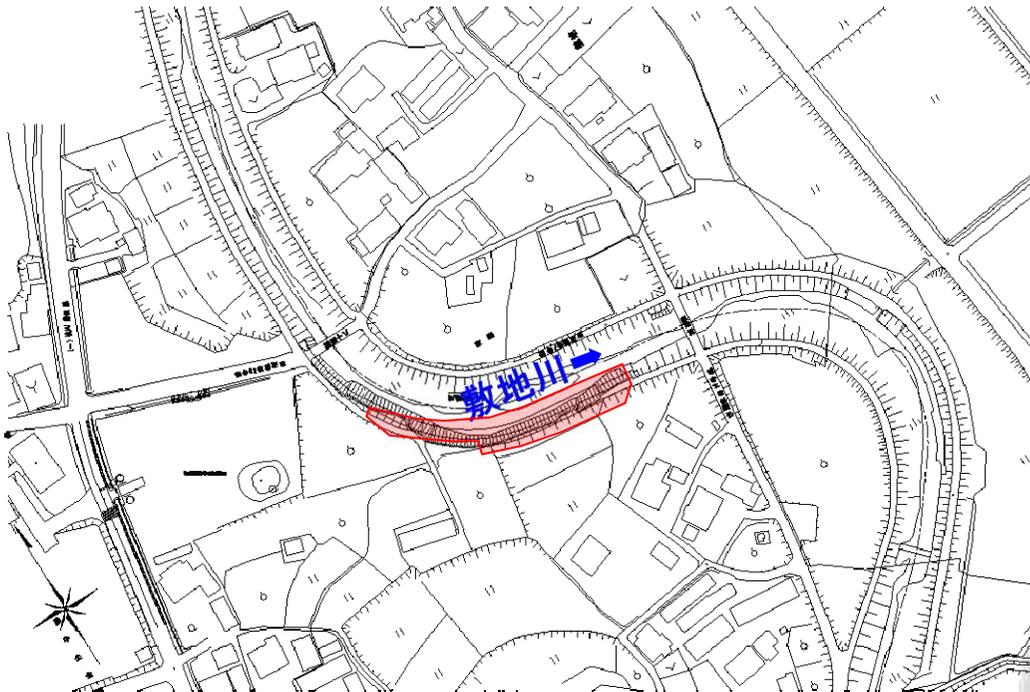
農林業被害：農地25箇所

農業用施設35箇所

林道 5 路線 虫生線、神田線他

スポーツ施設：天竜川グラウンド（磐田、豊田、豊岡）

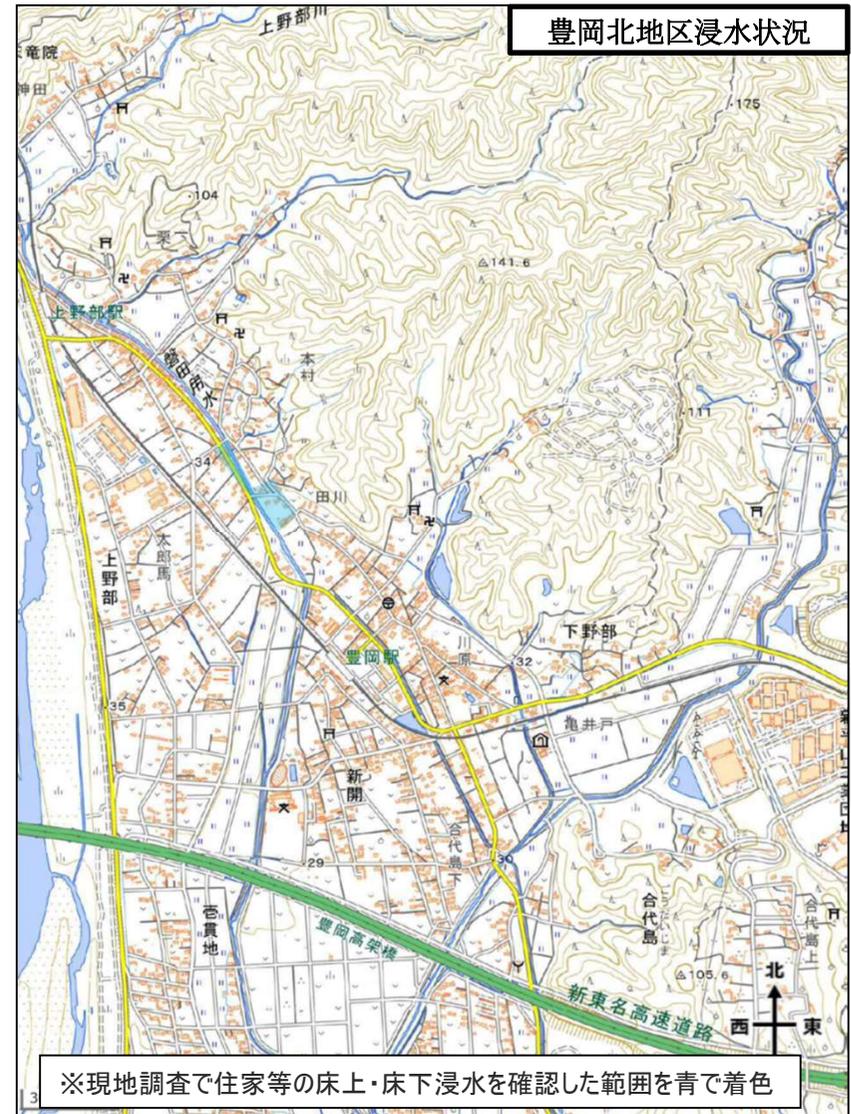
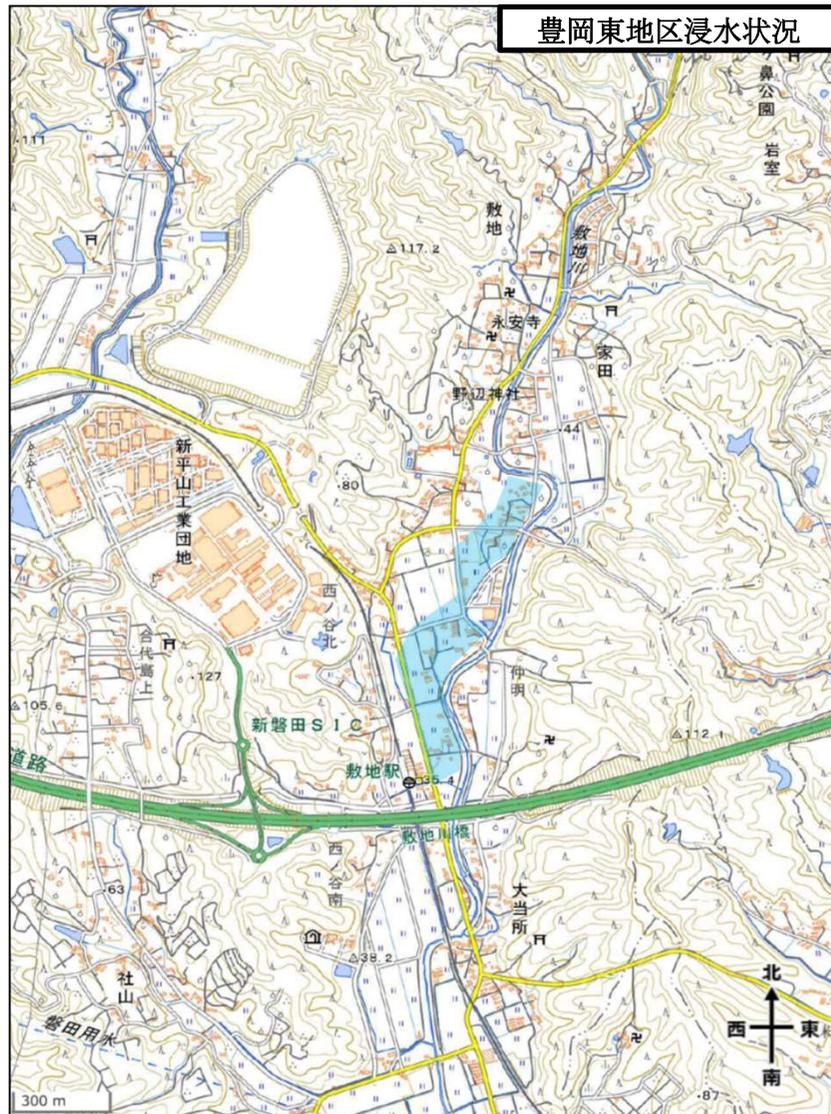
5 被災の概要（敷地川）



6 現地写真



7 浸水状況



※現地調査で住家等の床上・床下浸水を確認した範囲を青で着色



8 磐田市の対応

(1)会議

- ・ 危機管理連絡会議 1回開催 (6/2)
- ・ 災害対策本部会議 6回開催 (6/2~6/3)
外部機関出席者：陸上自衛隊連絡員、国交省連絡員、静岡県連絡員、
中電パワーグリッド(株)
- ・ 災害復旧対策会議 1回開催 (6/5)

(2)応急復旧と被災者支援の主な動き

6/3 (土)

- ・ 災害救助法適用
- ・ 市税課による現地概要調査開始
- ・ 福祉課、社会福祉協議会による現地調査
- ・ 相談窓口として豊岡支所開庁 (6/3・4)
- ・ 災害廃棄物の地域仮置場を開設支援
- ・ 被災した方へ消毒液を配布開始
- ・ 被災した方へ借上げ型応急住宅の受付開始
- ・ ふるさと納税による緊急支援寄付のHP開設
- ・ 行方不明者の搜索開始 (消防本部、消防団)

6/4 (日)

- ・ 災害ボランティアセンター立上げ
- ・ 災害ボランティア活動開始 (6/9まで延171人活動)
- ・ 緊急災害対策派遣隊「TEC-FORCE」を要請し、現地立ち合い



ボランティア受付



ボランティア活動



8 磐田市の対応

6/5 (月)

- ・ 豊岡支所にワンストップ窓口を開設
- ・ 住家の被害認定調査の開始
- ・ 地域仮置場から災害廃棄物の搬出を開始
- ・ 寄附金、義援金を募集開始
- ・ 水道料金、下水道使用料の減免についてHPに掲載

6/6 (火)

- ・ 県知事敷地川決壊現場視察
 - ・ 県知事と意見交換及び要望書を直接提出
 - ・ 災害義援金の募集開始
- 募金箱設置、口座開設6/9～



現地視察

要 望 書

- 1 公共インフラ施設の早期復旧について
- 2 県による被災者支援について

静岡県知事 川勝 平太 様

令和5年6月6日

磐田市長 草地 博昭



要望書提出



地区住民と



8 磐田市の対応

9/6 (水)

- ・ 静岡県が敷地川に水位監視カメラを設置、配信開始
設置箇所：稗田橋、仲明上橋、水門南、新東名南

10/1 (日)

- ・ 下野部工業団地内企業と「災害時における一時避難場所としての使用に関する協定」を締結

10/24 (火)

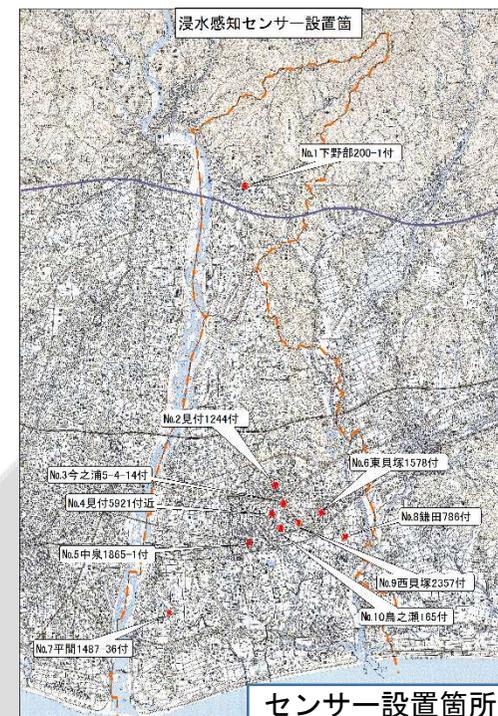
- ・ 磐田市義援金配分委員会を開催
義援金の配分について審議
対象者に配分(11/2) 総額11,937,000円



8 磐田市の対応

10/31 (火)

- ・ワンコイン浸水センサーの設置
国土交通省の実証実験に参加し、市内10か所に設置。



12/1 (金)

- ・被災者生活再建支援システムの導入
災害が発生した際に、迅速な建物被害認定調査及び罹災証明書の交付を行うと共に被災者支援業務を効率化し、被災者の迅速な生活再建を実現する。全国的に導入実績のある、NTT東日本製の「Bizひかりクラウド被災者生活再建システム」を採用。



9 災害救助法の適用



6月2日 26時 00分公表

令和5年6月3日
内閣府（防災担当）

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による 災害にかかる災害救助法の適用について

1. 災害の概要

令和5年6月2日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、静岡県は1市に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【静岡県】 磐田市 (いわたし)	6月2日	令和5年6月2日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置 等

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
阿部、安東、吉末、佐藤、高橋
TEL 03-5253-2111（内線51276）
03-3503-9394（直通）



10 被災者支援

(1)被災者事業者事業継続支援金の創設

- ・令和5年台風2号により事業所等に被害を受けた、中小事業者の事業の復旧と継続を支援するため、支援金を支給

●支給対象者

市内に事業所を有する中小企業、中小企業が組織する団体、個人事業主、一部非営利法人（従業員数300人以下の社会福祉法人、医療法人、NPO法人等）

●条件（以下のすべてを満たすこと）

(1)令和5年台風2号に伴う浸水・土砂流入等により、事業用の建物または建物と一体で使用する資産が被害を受け、これに係る被災証明書または罹災証明書の発行を受けていること。

(2)被害を受けた建物または資産の修繕・更新を行い、その費用が20万円以上であること。

(3)市内で事業実態があり、復旧後も事業を継続する意思があること。

●支給額

1事業者につき20万円

10 被災者支援

(2)被災者生活再建支援金の上乗せ支援

- ・ 現行の被災者生活再建支援金制度は、罹災証明書にて「半壊」と判定された世帯に対し交付。
- ・ 昨年の台風第15号及び今回の台風第2号において2度罹災証明書を交付された世帯に対し、支援金を上乗せして支援。

現行制度～自らが居住する住宅が「半壊」の被害を受けた世帯に支援金を支給

【持ち家】

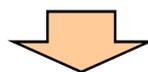
単身世帯：150,000円

複数世帯：200,000円

【賃貸住宅等】

単身世帯：100,000円

複数世帯：150,000円



上乗せ制度～2度罹災証明書を交付された世帯に上乗せ支援金を支給

- 「準半壊」以上の被害を受けた世帯には、上記現行制度の半額を上乗せ支給

【持ち家】

単身世帯：75,000円

複数世帯：100,000円

【賃貸住宅等】

単身世帯：50,000円

複数世帯：75,000円

- 「一部損壊（床下浸水等）」の被害を受けた世帯は、一律50,000円を支給

10 被災者支援

(3)被災地訪問調査の実施

- ・ 昨年の台風第15号及び今回の台風第2号において2度被災された方に対して、令和5年7月に民生委員や地域包括支援センターの協力を得て見守り支援を実施。被災から5ヶ月が経過し、「生活への不安」の声や「心身の疲労」が懸念される。



市保健師と社会福祉協議会職員により、2度被災された方、21世帯を訪問

実施日：令和5年12月6日、12月11日

訪問世帯：

年齢構成	世帯数	15号状況	2号状況
①75歳以上のみの世帯	5世帯	床上5 床下0	床上2 床下3
②高齢者世帯	3世帯	床上3 床下0	床上3 床下0
③高齢者を含む世帯	7世帯	床上7 床下0	床上3 床下4
④64世帯以下の世帯	6世帯	床上6 床下0	床上1 床下5
計	21世帯	床上21 床下0	床上9 床下12

調査方法：2人1組で聞き取り訪問

調査内容：市独自のアセスメントシートによる心身の健康状態、再建の見通しなどの心配事の聞き取り
ケース会議の結果、5世帯を見守り対象とし、引き続き関係機関による見守りを継続していく